

令和 6 年度分の固定資産税（土地）の算定誤りについて

2025 年 6 月 6 日
税務部資産税課
課長 長谷川 新次
TEL 924-2098

令和 6 年度分の固定資産税（土地）の算定において、個人・法人間の所有権移転に伴い職員が行うべき処理の一部が漏れていたため、固定資産税の算定誤りが判明いたしました。

このような事態が生じたことにつきまして、納税者の皆様に多大なご迷惑をおかけし、また固定資産税賦課事務に対する市民の皆様の信頼を損ねたことを深くお詫びいたします。

今後につきましては、信頼の回復と再発防止に努めてまいります。

記

1 経 過

令和 7 年度固定資産税（土地）算定プログラム設定誤りに伴う一連の検証作業において、個人・法人間の所有権移転があった住宅用地以外（非住宅）の土地について、令和 6 年度分の課税額が過大になっている土地を発見いたしました。

	異動通知数	うち誤り数	還付額（試算）
件 数	34,308 件	74 件（0.22%）	約 254 万円

2 原 因

- ① 職員が行うべき処理に関する「システム操作マニュアル」の理解が不足しておりました。
- ② 職員の事務処理及び入力作業後の点検・確認が不足しておりました。
- ③ 業務管理における組織的マネジメントが不足しておりました。

3 今後の対応

- ① 個別連絡により算定誤りをお詫びし、税額更正及び還付等について説明いたします。
- ② 7 月中に、税額更正通知書及び過誤納金還付通知書をお送りいたします。

4 再発防止策

- ① 「システム操作マニュアル」を精査し、事務処理の基本的事項を検証するとともに、必要に応じてマニュアルを改定してまいります。
- ② 職員の事務処理レベル向上のため、職員の経験年数に応じたシステム操作研修を実施してまいります。
- ③ 担当者の事務処理完了後における組織的再点検を実施し、マネジメント体制を強化してまいります。